

京都市個人情報保護審査会答申第51号の概要

答申年月日	平成20年10月2日
請求内容	私の永松記念教育センターにおけるプレイセラピー等の記録（平成4～9年）
請求者	本人
所管課	教育委員会生徒指導課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 「相談申込票」は、常用文書である。カウンセラーは、「教育相談受付整理簿」に相談者、カウンセラーの氏名、受付年月日、主訴等を記載する。保存年限は5年である。相談終了時には、カウンセラーが「教育相談終了整理簿」、「相談申込票」に終了年月日等を記載する。保存年限は5年である。</p> <p>2 プレイセラピー等の記録の有無について調査したところ、「相談申込票」、「教育相談受付整理簿」及び「教育相談終了整理簿」は、いずれも存在しない。また、その他の異議申立人に係る個人情報に記載された公文書も存在しない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 「教育相談受付整理簿」は相談者の目に触れず、説明もなかったため、5年間の保存年限のみならず、そういった物があるということすら知らなかった。受理面接終了後に本人の担当プレイセラピスト及び保護者の担当カウンセラーが記録を行うとあるが、それが一度限りか毎回なのかが明記されていない。又カウンセリングについての情報交換を各担当が行っていることは知らされていたが、それが記録され、保管されるのかどうかということに関しては一切説明がなく、今も知らない。</p> <p>2 永松記念教育センターでの本人に対するプレイセラピーと保護者へのカウンセリングが、個人に対応した心理療法であるというのなら、これは医学の分野であり、「教育相談終了整理簿」の保存年限を学校という教育機関と同じ5年という年数とするのは法律に基づいているのか疑問が残る。</p> <p>3 「相談申込票」、「教育相談受付整理簿」及び「教育相談終了整理簿」、そしてその他の異議申立人に関わる個人情報に記載された公文書が一切存在しない、というのは法律に基づいたものであるのか疑わしく、その根拠も示されていないため認められない。カウンセリングの記録の公文書の種類、保存年限について法律に基づいているという具体的な記載がない。</p> <p>4 プレイセラピストから何ら知らされなかった。発達障害の診断を受ける必要はないと言われたが、その理由、根拠を知りたい。</p>
審査会の判断	1 永松記念教育センターで実施しているプレイセラピー等は、医師法第17条の医

療行為には当たらない。京都市公文書管理規則及び京都市教育委員会事務局文書取扱規程により、プレイセラピー等の記録については、5年保存文書と規定し、保存年限が経過した後は適正に廃棄している。なお、医師が診療に関する事項を記載する診療録の保存年限は、医師法第24条第2項の規定に基づき5年間である。カウンセラーに対し、カウンセリング中にその他の文書の作成を課していない。また、カウンセラーが個人的にメモ等を作成したとしても、当該文書は、条例上の公文書に当たらない。

2 実施機関の主張について、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえず、また、当該個人情報が存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。

3 以上の点から、実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。